

協議第 4 3 号

防災・国民保護担当部局との連携方策について

次の調整結果について協議を求める。

平成 2 4 年 1 月 3 0 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<p>1 2市6町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。</p> <p>(1) 大規模災害等が発生した場合、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。</p> <p>(2) 各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携体制の強化を図る。</p>
---------	--

(調整理由)

1 防災・国民保護担当部局との連携

- ・消防本部と各市町担当部局は、災害対策等について緊密な連携を図っていることから、原則、現在の運用を継続することが適当である。
- ・国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づく、市町長の避難住民に対する誘導等の対応は、同法第 62 条第 5 項に基づき対応する。

(1) 職員の派遣について

- ・大規模災害等が発生した場合、消防本部と各市町災害対策本部との連携を確保するため、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部へ管内の情勢を熟知している職員（年度当初に併任辞令を受けた職員等）を派遣し、災害対応及び消防本部との連携体制の強化を図る必要がある。

(2) 情報の共有化について

- ・大規模災害等が発生した場合、災害発生状況及び対応状況等の情報を共有するため、消防本部の情報通信機器端末を各市町担当部局に設置する。

(協議第43号 防災所管部局との連携方策について) 関係資料1

消防本部と防災・国民保護担当部局との連絡体制等について (現在)

管轄区域 消防本部	市町村別		平常時 (火災等の災害連絡を含む)		災害対策本部設置時 (災害等の連絡)			定期的な 会議等の開催	人事交流 (異動等)	
	連絡対応部署 (課)		消防本部からの 連絡手法等		連絡対応部署 (課)		消防本部から 災害対策本部への 派遣職員 (連絡員)			
	消防本部	市町	消防本部	市町	消防本部	市町	消防本部から 災害対策本部への 連絡手法等			消防本部から 災害対策本部への 派遣職員 (連絡員)
小田原市 消防本部	小田原市	指令係	・防災対策課 ・秘書室	・災害発生連絡 (電話・携帯メール) ・災害速報を メール配信	警備本部 (指令係)	防災対策課	・電話連絡 ・警備本部 システム	・本部から1名 (事前に指定)	・消防本部から 防災部へ2名異動 (平成23年度)	
		指令係								
足柄消防組合	南足柄市	指令係	防災安全課		防災安全課	防災安全課		・本団分団長 会議時 (年8回)		
		指令係	総務課		総務課					
	大井町	指令係	総務安全課 防災安全室	・災害発生連絡 (電話・携帯メール)	指令室	総務安全課 防災安全室		・電話連絡	・足柄上支部 代議員等会議 (年3回程度)	
		指令係	庶務課 防災防犯係			庶務課 防災防犯係				
	松田町	指令係	総務防炎課			総務防炎課				
	山北町	指令係	環境防炎課			環境防炎課				
	開成町	指令係								
真鶴町	指令係	環境防炎課	・災害発生連絡 (携帯メール) ・ F A X	指令係	環境防炎課	環境防炎課	・電話連絡			

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (抜粋)

(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

- 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては、理事。以下同じ。）又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。
- 3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。
- 4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。
- 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあっては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。
- 6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。